

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第9号

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 条例第8条第2号の権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるものは、香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（令和6年香川県広域水道企業団企業管理規程第13号）第5条第3項に該当する職員（<u>香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員を除く。</u>）で、同規程第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他企業長が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして企業長が定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第3条 条例第8条第2号の権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるものは、香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第 号）第5条第2項に該当する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第2項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>）で、同規程第5条第2項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他企業長が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして企業長が定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。